

第2節 浮かび上がった課題と今後の対応

1 通信

1 携帯電話基地局、光ファイバの強靱化

今般の能登半島地震においては、停電や伝送路の切断等により、携帯電話基地局が長時間機能しない状態が発生した。今後の災害に備えた携帯電話基地局の強靱化に当たっては、携帯電話基地局に搭載している蓄電池の長寿命化や、ソーラーパネルの設置、衛星回線の活用等の検討等が必要である。

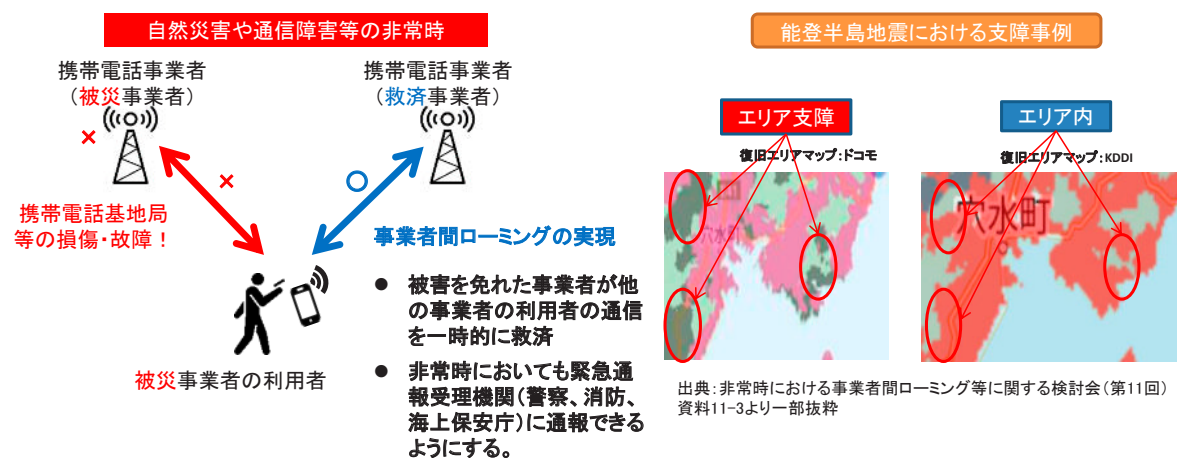
また、光ファイバについても、伝送路の切断によって固定インターネットサービスが利用できない状態が発生したことから、今後電柱倒壊による光ファイバの切断等を回避するための地中化等を推進することが必要である。

2 非常時における事業者間ローミングの実現

携帯電話利用者が臨時に他の事業者のネットワークを利用する「事業者間ローミング」も、自然災害や通信障害等の非常時において継続的に通信サービスを利用するための方策の一つである。

総務省が2022年（令和4年）9月から開催している「非常時における事業者間ローミング等に関する検討会」において、作業班での検証の結果、今般の震災で発生した携帯電話サービスの支障について「一部の事業者のみサービス支障が発生している地域では、事業者間ローミングによる補完が可能」との報告がされている（図表 I-2-2-1）。同検討会においては、一般の通話やデータ通信、緊急通報受理機関からの呼び返しが可能なフルローミング方式や、コアネットワークに障害が発生した場合を想定し、「緊急通報の発信のみ」を臨時に可能とするローミング方式について、2025年度（令和7年度）末頃までの導入を目指して技術的な検討・検証を行っている。

図表 I-2-2-1 非常時における事業者間ローミングの実現イメージ



③ 衛星通信の利用の拡大

離島、海上、山間部等を効率的にカバーできる衛星通信は、自然災害をはじめとする非常時の通信手段として有用とされており、実際、今般の能登半島地震においても、応急復旧に向けて米SpaceX社の低軌道衛星通信サービス「Starlink」が広く活用された。また、携帯電話（スマートフォン）から衛星通信の利用を可能とする衛星ダイレクト通信サービスの提供も計画されており、今後の更なる利用拡大に向けて、使用周波数等の技術的条件に関する検討や周波数の確保等の取組が進められているところである。

② 放送

能登半島地震において、放送事業者は、発災直後から被災者に正確な情報を届けるという役割を果たした一方、停電や伝送路の断線等による停波の課題も顕在化した。今後は、センター施設の停電対策や伝送路の監視機能強化、中継局の共同利用・設備の共通化のほか、ケーブル網の光化・複線化等を実施することにより、放送ネットワークの強靱化等に取り組む必要がある。総務省においては、地上放送事業者が参加する中継局共同利用の協議の場で課題を検証したほか、放送の意義・役割について議論を深めるなど、デジタル時代における放送制度について更なる検討を進めているところである。

③ 郵政

郵便局が保有するデータ等を活用した取組として、集配車両にドライブレコーダーを取り付け、奥能登地域の街路状況に関する情報を選択的に収集・分析することで、郵便局の集配計画策定に活用するための取組が検討されている。この取組において取得した街路状況に関する情報は、自治体等からの依頼があった場合は、地域の復興に貢献すべく、匿名化等の必要な措置を講じたうえで、自治体等へ提供することも視野に検討されている。

④ 偽・誤情報への対応

国民のSNS利用の拡大も相まって、今般の能登半島地震においてはインターネット上における偽・誤情報の流通・拡散も課題として顕在化した。総務省では、発災翌日の1月2日に、SNSを通じてネット上の偽・誤情報に対する注意喚起を行ったほか、主要なSNS等のプラットフォーム事業者に対し、利用規約等を踏まえた適正な対応を取るよう要請した^{*1}。

また、デジタル空間における情報流通の健全性確保については、2023年11月から「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」を開催している。偽・誤情報の流通・拡散への対応について、制度面も含めた総合的な対策の検討を進めており、2024年夏頃までに一定のとりまとめの公表を予定している^{*2}。

*1 コラム「災害時における偽・誤情報への対応」を参照

*2 デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会については、第Ⅱ部第2章第6節「ICT利活用の推進」も参照